

農家養鶏の生き残り 戦略を考える

中小規模養鶏のHACCP対策

ピーピーキューシー 加藤 宏光

ここで先月号に述べたペンシルバニア州のHACCPにおいての具体的な検査体制をおさらいしてみます。

農場における具体的な検査体制

(A) 初生雛について…NPIPによるサルモネラ陰性雛の導入
(B) 育成期間中について…各鶏群の鶏糞で毎月陰性を確認。一五週齢時に鶏糞と環境の陰性確認
(C) 成鶏期について…一八、三五、五〇週齢時および強制換羽時に鶏糞をチェック
(D) 陽性の場合の処置…さらにサンプルが陽性であった場合はその鶏群の鶏糞を再検査し、その結果によって以下の処理を実施。「イ.

GPにおける サルモネラ対策

(A) 洗卵は義務

(B) 洗浄水への殺菌剤添加の義務はないが、洗浄水のpHは一〇・五、以上となる
(C) 洗浄水の廃水pHは一一以上のこと

流通に対する 温度管理について

陽性鶏群由来の鶏卵四八〇個を毎月検査（四回）し、陰性であればテーブルエッグとして出荷可能と判定。当該鶏群については、アウトまで毎月検査して、サルモネラ陰性を確認」「ロ、再検査で陽性の場合、その生産品は液卵で出荷（加工用）、または液卵用の原卵として出荷」

(E) ネズミのコントロール…ネズミ対策は、サルモネラ対策ではもつとも重要な項目の一つ。毒餌による対策が主体。毒餌トラップを自作して使用。監視体制を充実し、データを蓄積して対策に利用

GPおよび流通に際しての温度管理…農場では、五五°F、マーケットでは四五°Fと指定。

こうした項目をクリアーするため、ペンシルバニア州では、HACCPの項目を表1～6のよう

に定めています。これらは、ペンシルバニア州で官民一体となつて作成し、生産者に配布しているテーブルエッグのためのHACCPマニュアル（Preharvest HACCP in the Table Egg Industry）を筆者が抄訳したもので。前に述べた総括と重複しますが、理想的なコンセプトの資料として詳説するのも一興かと思います（原本ではさらに細かく材料・手順が示されています）。それぞれ

表1 ペンシルバニア州テーブルエッグのHACCP

1. バイオセキュリティ

- 人: ①従業員・家族が毎日洗濯済みの衣服を着用
- ②農場へ出入りする訪問者はすべて記帳すること
- ③清潔な衣服・帽子を着用しない者の入場禁止
- ④清潔な長靴を着用 (鶏舎ごとに用意するのがよい)
- ⑤踏み込み槽を設置 (消毒薬は定期的に交換)
- ⑥終業時シャワーを浴び、衣服を交換
- ⑦可能なら鶏舎ごとに専従員を設定
- ⑧若い雛から老鶏への移動の厳守
(若い雛がSE陽性群のときは最も危険)
- ⑨すべての建物にロックをすること

2. 施設・設備

- ①他農場からの機械・設備を借用時には完全消毒
 - ②農場立入り許可車の設定・他車両の農場外駐車厳守
 - ③カートン・台車などの完全消毒。清浄な資材使用の厳守
 - ④高度なバイオセキュリティ基準遵守農場のみと共同
3. 動物
- ①野鳥・水鳥との接触禁避
 - ②新鶏群を消毒済み鶏舎へ導入のこと
 - ③ネズミ・昆虫のコントロール実施
 - ④死亡鶏の適宜廃棄・処分
 - ⑤換気を十分に (十分な換気で病原体濃度が薄まる)

注: バイオセキュリティについて、各記録に日付を記載すること。また、例外を認めないこと。正否はあなた自身にあることを自覚して下さい。
(著者注: CCPとは危機管理点のこと、以下に述べる項目に当たる)

の項目によく目を通すと、いかに
も微に入り細にうがつていてること
がよくわかります。彼らのシステム
の念入りなことは敬意を払い
ますし、実際ペンシルバニア州で、
HACCPシステムが稼働してい
るのをみると、頭が下がる思いが
します。しかしながら、彼らがこ
のような厳密な衛生対策を必要と
した背景を思うとき、ペンシルバ
ニア州のタマゴのSE汚染がい
に重篤であったのかをも実感させ
られます。

今日わが国のHACCPを奨め
るにあたって、主としてペンシル
バニア州のそれを基準として、同
じシステムをわが国でも稼働させ
ようとした主張する向きが多いです。
確かに理論的にはよくできています。
しかし、これほど細かに対処できれ
ば理想的でしょう。しかし、それ
で「完璧な環境ができるがるの
か」は残念ながら別の問題といわ
ねばなりません。

次に述べる条件を考えてみます。
あなたが養鶏場を経営している

表2 ペンシルバニア州テーブルエッグのHACCP

【CCP 1. 鶏群間の清掃・消毒】

鶏舎の清掃・消毒の目的はSEなどの病原体汚染レベルを下げることで、雛は清掃・消毒・乾燥・検査済みの鶏舎へ導入のこと

ドライクリーニング

- ①タマゴ由来汚染物を除去し、鶏・そのほか生物(ネズミを含む)のない条件で実施のこと

②要領

- 圧搾空気でインレット内外を清掃
- 埃などの汚れ物質をピットに吹き落とす
- ケージ・床の目地などの施設についた鶏糞を清掃
- 鶏糞スクラバーができるだけ下ろし、ケージカーテンの鶏糞を除去
- 換気扇室、ブラシのブレード、パッフルを清掃
- ピットからの鶏糞の完全な除去
- 可動性の施設・部品などを鶏舎外に移動
- ③もし、どこか(何か)完全にクリーンにできていない場合、水洗前に再度清掃のこと

水洗

①要領

- 汚い場所は完全に濡れるよう時間をかける
- 高圧ですべての表面・施設を水洗のこと
(1500 psi以上)
- 冬季には鶏舎を暖める(温水使用がよい)
- インレットの内外には特に注意
- 最初に高い場所から始め、ピットは最後にする
- 水洗後何日かは水洗水を外へ強制排泄のこと
- 給餌機は床の水洗前後に毎日稼働のこと
- ②もし、十分な水洗が実施されていないとき、消毒前に再度水洗のこと

消毒

- ①スプレーまたは泡消毒で高い部分からピットへ全体の表面をまんべんなく消毒

- 石灰酸あるいは第4期アンモニウム製剤は有効。特に石灰酸は有機化合物の存在下で有効性が高い
- 塩素系製剤は有効であるが、有機物で失活しやすい
- 消毒薬の有効性を高めるよう、表面の有機物を除くこと
- 複数製剤の組み合わせ使用で失活しないよう配慮のこと
- 用法・用量を守ること

- ②もし、どこか消毒が完全でないとき、試験培養前に再消毒実施のこと

- ③低圧もしくは手洗い実施の場所

- 電気設備・施設
- エッグルーム・作業室
- ファームパッカー
- エッグクーラー
- オフィス
- ピットへの階段と通路

- ④状況のモニター要員は特定し、清掃・消毒などの諸条件の結果は後に追跡できるように記録すること

- ⑤清掃(水洗)・消毒後に培養試験を実施

- ⑥培養結果を踏まえ必要なら再度水洗・消毒を実施

- ⑦新鶏群の導入後、鶏舎はできるだけ清潔にすること。パッカーエッグルーム、バスルームを毎日清潔にすること。破卵によるコンベア、床を週2回は清掃すること。鶏舎通路の破卵・飼料・鶏糞を除去すること。ときに圧搾空気で環境をきれいにすること

表3 ペンシルバニア州テーブルエッグのHACCP

【CCP 2 ネズミ管理】

ネズミはSE汚染源の主たるもので、1匹のネズミは1日100個の糞を排泄し、糞1個当たり230,000以上のSEが含まれる。飼料上、エッグベルト、そのほかに排便することで鶏舍やタマゴへのSE汚染を媒介する。

SE陽性鶏糞で汚染されたネズミは隣接したSE陰性の鶏群に汚染を広げる。

また、ネズミは鶏舎の環境で急速に繁殖し、数匹が侵入した鶏舎でそのロットがアウトになるまでに10,000匹以上にも繁殖する。ネズミは大食いで2,000匹で1日当たり25ポンド(21kg)の飼料食害が推計される。

ネズミの締め出し

- ①鶏舎周りの丈の高い草を刈り、飼料や廃材を置かぬこと
 - 鶏舎から3m以内に廃材(古鶏舎材・セメントブロック)を置かない、草刈りの定期実施
 - 鶏舎周りに3m幅4~5cm深さに碎石を巡らす
 - こぼれ餌を除去し選別卵・鶏とネズミの接触を避ける
- ②鶏舎からのネズミ締め出しと鶏舎内のネズミの巣になる場所の排除
 - 鶏舎の基礎の隙間を閉じる。ネズミは多孔性のコンクリート壁やパイプやワイヤーを登るので、基礎に金属のサイディングを1m程度回すこと
 - 外装のシールには1cm以上の隙間がないこと
 - 大きな塩化ビニールの排水管を使用、蓋または格子を設置して1cm以上の隙間が開かないこと
 - ドアは完全に閉鎖できること(詳細略)
 - (壁などの)穴はネズミの通路、巣を確保し、SE陽性のネズミの繁殖を助長するので早急に閉じること。材料にはコンクリート、針金入り布金属板がよい。プラスティックや板は応急処置として、たびたび補修すること
 - 鶏糞置き場の閉鎖

餌場(バイオステーション)

- ①ネズミ用の毒餌中の殺鼠剤は体機能を衰退させ(血栓形成、神経毒、カルシウム代謝障害)、ペレット・パウダー・パラ固がある。1回で有効なもの、数回投与のものがある。
- 暗くした餌場は有効性が高い。餌場の設置はネズミが警戒しないで採食できる場所とする。毒餌は子供・ほかの動物の事故を避けるよう注意のこと。餌場としては、直径4~5cm×35~45cm程度の塩化ビニールパイプを使用するのが簡便
- 餌場は各列通路に5~15mごとに設置。ピット、換気装置には特に注意。集卵室、鶏舎間などにも3~5mごとに置く
- ネズミの活動は屋根裏でも盛んなので、屋根裏、設備の間などにも餌場を設置。3~4日後のチェックで毒餌が足りないとき追加のこと
- ラットが主問題なら(ペンシルバニア州ではマウスが主な問題)餌場設置などの条件を検討し、餌場の数を増やす
- 使い捨てゴム手袋を着用し、または長柄のスプーンで3~4週ごとにスプーン2~3杯の新鮮な毒餌を追加のこと
- トラッキングパウダーも有効、巣穴・ネズミ道に散布するとグルーミングで摂取する。通常毒餌の10~40倍量の殺鼠剤が配合してある
- 嗜好性に合わない殺鼠剤(亜鉛化リン系のもの)はその有効性を活かすため、アウト後の鶏舎で使用のこと
- 予備の毒餌はシールし、臭いを避けるため石油製品と離し安全に保存すること
- 毒餌への混ぜ物を3~4週で変化させること。また、毒餌の忌避は餌の変質や害虫混入のことあり
- ネズミ対策は鶏群のアウトまで根気よく続けることで達成

著者注:ネズミ対策には、ほかにネズミ指数の算出法などの詳細なマニュアルあり。割愛する。

表4 ペンシルバニア州テーブルエッグのHACCP

【CCP 3 SEクリーンな大雑導入】

SE汚染大雑群は成鶏農場の汚染を引き起こす重大な要因である。それゆえ、SEリスク回避にはネズミ対策と同様もっとも重要な要素といえる。NPIP(前号参照)によるSEフリー種鶏由来のヒナを用なければならない。初生ヒナ導入に際して、SEフリーの書類を要求すべきである。①ヒナ箱総数の10%に当たる数の敷き紙をランダムにふき取り、SE検査実施

②もし検査結果が陽性なら、鶏糞で再テストし、また孵化場に連絡すること。鶏舎・環境を検査すること

③環境や鶏糞の検査結果が陽性なら、以下の処理をする

- この群を安樂死処分する
- その後のヒナについて次のようにSE対策を実施
 - 積極的なネズミ対策
 - 毎週鶏糞除去
 - ワクチネーション
 - 予防対策としての投薬
- ④次のヒナ導入に先立っての消毒の徹底
- ⑤ヒナ・環境の培養でSE浄化対策の効果を確認することは重要。モニター実施するに当たって、責任者を設定すること。もしSEが分解された場合、HACCPプランが作動していたかをレコードで追跡できるようにする
- ⑥さらに、ヒナはワクチンを接種し、AFIA(アメリカ飼料工業会)による殺菌飼料やヨード剤によって消毒された印水を与える
- ⑦業界全体の危機管理のため、SE陽性の検査結果を得た大雑育成業者、購入者は直ちにその情報を報告すること

とします。鶏糞はどうしていますか？全部燃やしてしまつていますか？それなら私の考えているよりも少し条件がよい、といえます。ほとんどの場合、少なくともいくばくかは畑へ持ち込んでいるでしょう。その畑はあなたの農場の隣地でしょうか？おおかたは離れた場所に運搬していることでしょう。ならばあなたの農場の病原体(大腸菌にしろ何にしろ)は運んだ場所への移動されています。幸いあなたの農場はSEに汚染されません。

れていないとします。ですからあなたの鶏糞はSEを伝播させるとはないでしょう。さて、あなたのか？たいがいは畑があるのです。そこへ離れた農場の鶏糞が運ばれてきたとしましょう。これがSEに汚染されていないという保証はありません。だからといって他人の畑に他所の鶏糞が持ち込まれることに文句はいえません。あなた自身あなたのものを他所へ持つていいつているのですから。

著者の経験では、比較的伝染性が弱いとされている鶏伝染性喉頭気管炎症（ILT）ですら冬季に気管炎症（ILT）ですら冬季には二〇kmもの距離を伝播する、といえます。あなたの農場の少なくとも五km以内に誰かが鶏糞を持ち込み、その中にSEが混じつていないと限らないのです。そうした条件下でSEがあなたの農場・鶏などを汚染しないとはいえないのが実情でしょう。

このような環境や条件の差異があるから、一般的な形でわが国とアメリカ（そのほかの外国）の間に横たわっていきます。ですから、ペンシルバニア州のシステムを寸分違わない形で再現し、厳しく守つてもSEから逃れができる保証はありません。

もちろんSEのみが問題ではない、一般サルモネラ・大腸菌・セレウス・クロストリディウムとい

試みに、現在わが国で実施されている実例を文献的に挙げてみましょう（表7～13）。このHACCPシステムは大手の養鶏経営体が完全なSE対策を前提として組み上げたもので、ペニンシルバニア州のそれと極めて酷似しています（担当者がペンシルバニア州に学びにいったように聞きましたよん）。

しかし、大手の経営体でない場合とでもこれならぬのは前号に述べた通りです。たるものにも常に焦点を当てねばならないのは前号に述べた通りです。

この稿で対象にしている中小規模養鶏のケースでは、HACCP責任者は当然経営者本人でしょう。

しかし、「鶏舎ごとに専従管理者を決める」とか「鶏舎には鍵をかける」あるいは「バイオセキュリティを考え、動物（野生動物・野良犬や猫を含む）を排除する」といった項目を網羅することなど実行不可能といつても過言ではあ

表5 ペンシルバニア州テーブルエッグのHACCP

【環境の監視（モニタリング）】

環境（鶏糞）の監視はすべてのヒナと成鶏鶏舎に対して必須でその前の検査結果いかんに問わらず実施すること。サンプルは前述の CCPについて採取する。培養の結果 SE 陽性の場合、さらに積極的な防御対策実施で、陰性を確保すること

ヒナ

ヒナのモニタリングは下記の要領で実施

- ①特定の要員（ヒナ敷き紙ふき取りなどの実施要員）にサンプルを検査所へ提出させ、サンプルの記録を保持させる
- ②大ヒナでは10～15週齢時鶏糞について列ごとに2サンプル採取し、培養試験を実施
- ③もし SE 陽性結果なら、大ヒナ使用者に連絡。再検査を実施する。さらに陽性なら〈CCP 3〉に準じ処理する

成 鶏

成鶏のモニタリングは下記の要領で実施

- ①責任者を設定し、サンプルを検査所へ提出させ、サンプルの記録を保持させる
- ②適正なサンプリング用具を使用（用具についても詳細な取り決めあり一割愛）
- ③もし SE 陽性のヒナが導入された場合導入後7～14日目にサンプリング実施
- ④産卵鶏では全群について29～31週齢と44～46週齢時に環境サンプルを採取
- ⑤強制換羽群ではフルフィードに戻してから4～7週目に環境サンプルを採取
- ⑥提出サンプルについて年月日サンプルの詳細情報を記録

●もし鶏糞サンプルで SE 陽性ならすべての CCP を再チェックしタマゴの検査を開始（環境検査は中止）。次のロットの導入に際し CCP 1 を徹底して SE 除去。その記録を残すこと

表6 ペンシルバニア州テーブルエッグのHACCP

【タマゴの監視（モニタリング）】

タマゴのモニタリングは環境・鶏糞検査で SE 陽性の鶏群について実施する。タマゴの検査を始める場合、環境の検査は中止。タマゴの検査結果によって、そのタマゴは殺菌液卵もしくは十分な加熱調理用に振り向ける。タマゴの検査は SE のテーブルエッグ汚染を避けるために行う。（州の）品質保証プログラムはタマゴの SE 汚染を減少させることを目的とし、SE 培養試験で HACCP システムの有効性を高めることができる。培養試験の正確性はたまごのサンプリング方法によっている（鶏舎からランダムに採取すること）。

タマゴのモニタリングは以下の手順による

- ①責任者を設定し、サンプルを検査所へ提出。記録を保持
- ②適正なサンプリング用具を設定（用具については詳細な取り決めあり一割愛）
- ③タマゴは隔週で4回。サンプルは原卵で510個／回（血卵が適当）
- ④⑤の結果が SE 隆性なら、510個／月（1回）をアウトまで続ける
- ⑥提出サンプルについて年月日サンプルの詳細情報を記録
- もしタマゴサンプルで SE 陽性なら次の手順を実施
- ①直ちにその群のタマゴは殺菌加工用とする
- ② CCP すべてを再チェック（ウイークポイントはないか）
- ③すべてのアクションを記録に残す
- タマゴ（SE 陽性鶏群の）をテーブルエッグに戻すには①1,080個／隔週・4回または1度に4,320個のタマゴを検査
- ②①の結果陰性なら、月510個／回アウトまで継続検査
- ③上の検査で再度陽性なら加熱加工用と限定のこと
- ④提出サンプルについて年月日サンプルの詳細情報を記録

りません。
では HACCP は大規模養鶏だ

けのものでしょ
うか? 「い
やいや
自分の農場
では年に何回
か一〇個

夫」、「当方
では検査期間
に半年ご

とにサンプルを送つて調べて
いる
よ」といつた声も聞こえています。

表7 食卵の危害（特性）因子

危害因子 (クラス)	危害特性	食品例 (食卵由来)
A	特別なクラス。無殺菌の製品で、危害に感受性の高いもの、例えば乳幼児、高齢者、虚弱者、または免疫力の低下した人のために作られた製品、その旨の表示あり	
B	微生物の増殖を支持する痛みやすい成分を含む食品	生食用殻付卵
C	製造工程には、有害な微生物を殺菌するような管理された殺菌工程は含まれていない	生ケーキ類 (未殺菌液卵を用いた製品)
D	その製品は、加工後包装までの段階で再感染を受ける恐れがある	卵を用いた加工食品
E	配送または消費者の取り扱い中に誤った取り扱いを受ける恐れ大、このような食品を食べれば健康被害を受ける恐れがある	卵を用いた食品の多く
F	包装以降または家庭で調理する際には最終加工工程のないもの	

(河端俊治、春田三佐夫著「HACCP」p17、表1 食品の危害（特性）因子、中央法規、1993第2版) を改編した。

表8 大型採卵養鶏場における重要度の検討

SE汚染	重 要 度
種 鶏	この汚染経路は垂直感染と呼ばれ、農場に最初に持ち込まれる汚染経路と考えられる。抗生物質などを種鶏に使用した場合、汚染状況が不明瞭になり、コマーシャル鶏に大きな汚染被害が予想される 現在のところコマーシャル農場においてこの経路からの汚染を確実に防御することはできない
ふ 卵	この汚染経路は垂直感染ではないが、種鶏と同様に SE の汚染は大きな被害を起こす可能性がある。このポイントでは従業員がひなに触ることが多く、検便などは重要であろう
飼料工場	外部からの汚染について、ひなからの SE 汚染の次に可能性の高い汚染経路である。特に蛋白源であるミートボーンミールやフィッシュミールはサルモネラの汚染源となる。日本の養鶏産業では飼料原料を外国に依存しているため選択できる範囲は限られているが、定期的な検査や原材料のロット管理が必要である
育成・成鶏	殻付卵の HACCP を考える時の重要なポイントである。バイオセキュリティーや、ワクチンや生菌剤の利用、導入するひなや購入するものに SE 検査済という証明書をもらうことや、鶏舎構造の点検、これらのマニュアル化とチェック方法の確立などを考えなければならない
GPセンター および流通	SE 汚染の拡大や、1 個の卵の中でも増殖が起こる。殺菌液卵にした場合は CCP 1 (完全な対応) がとれるが、殻付卵の場合には現在のところ SE の増殖を完全に制御することはできない
消 費 者	殻付卵について SE による食中毒の発生を確実に減少させることができるのは消費者段階である。特に米国ではこの点を強調し、消費者への啓蒙を行っている

表9 採卵農場における SE 汚染制御（案）

項目	具体的な例	対 象	備 考
1. バイオセキュリティの確立	定期的な駆除など		衛生管理責任者を置き
1) 清掃、消毒	マニュアル化		点検と記録を行う
2) 人、もの			
動線、作業の区分、家庭での鳥類の飼育 禁止、野鼠対策など			適切なモニター
2. 生菌剤・ワクチンの利用			
1) 生菌剤：適切な利用方法を検討	適切な利用		
2) 生ワクチン			
3) 不活化ワクチン			
3. 導入ひな・飼料の検査			契約書を取り交わす
1) 導入ひな 種鶏において HACCP の確立 ふ卵において HACCP の確立	検査済保証のあるものを購入		
2) 飼料 工場において HACCP の確立			
4. 衛生管理責任者の配置	一定の資質を有する者を置く		すべての段階で配置することが望ましい
5. 衛生設備・備品の点検	食品および食品加工の GMP に準拠		

残念ながらこうした検査は気休めにはなってもHACCPではあります。SEを含むサルモネラの汚染をモニタリングするには、もつと決めた細かい検査に対する意識が先行せねばなりませんし、基準を設けてサンプリングしなければなりません。それ以上に、「もしSE陽性であつたときにどのような処置・処理をするのか」という最も重要な課題に対しての基本姿勢が定まつていなければHACCPとは呼べないしろものです。自己診断するに当たつてまず知らなければならない条件は日本におけるチック不可欠なCCPは何かということでしょう。

PPQCにおける調査結果の総括 (サルモネラ汚染の実態)

先に述べたように、著者が管理する東北～関東にいたる領域の四五〇万羽の成鶏(約五〇農場・二経営体)のうちで、平成十年六月時点で明らかにSE陽性の鶏群

P・流通の専門業界において、サルモネラ(SEを含む)などの危

一方、小規模な生産者では、パック・流通を専門の業者に委託している(言い換えれば下請けに徹している)ことが多い。こうしたケースでは、流通を受け持つサイドが品質の保証を強く押し進めなければなかなか「こと」は、はかりません。しかしながら、G

はいえないのが、生食をよりどころとしている(言い換えれば下請けに徹している)こと多い。こうした認識が先行し、安全性確保への意識がなおり、なんとか乗り越えないといふと、生食をよりどころと

は一ロットもみられません(とはいっても、SEが侵入するかはわからないので予断は許されない)。しかししながら、現実の各経営体ごとに検査態勢と対策はなかなか画一化できるものではありません。規模の大きな生産者で自己のブランド製品を生産している生産者では、品質の保証に対する意識はできつあります。

菌分離法 1) 製品(殻付卵など)
2) 鶏(糞、剖検材料など)
3) ぬぐい液など
環境からのみ (p2 レベル)

抗体検査 1) 卵黄
2) 血清

遺伝子解析 1) さまざまなサンプル 2) 経費がかかる

菌分離法はサルモネラの検査では基本である。しかし、経費などの面から抗体検査法を取り入れることも重要であろう。遺伝子解析は遡り調査などの時に重要な情報を提供してくれる検査手段である。

表 10 SE 汚染のモニター手段

検査手段	被検体の種類	問題点
菌分離法	1) 製品(殻付卵など) 2) 鶏(糞、剖検材料など) 3) ぬぐい液など 環境からのみ (p2 レベル)	1) 経費がかかる 2) 時間がかかる 3) 検査施設を要する
抗体検査	1) 卵黄 2) 血清	1) 汚染後数日後から陽転
遺伝子解析	1) さまざまなサンプル 2) 経費がかかる	

表 11 育成農場 サルモネラ・エンテリティディス(SE) 検査基準例

	汚染経路	管理基準	検査方法	SEが分離された時の措置
育成舎内	①環境からひなへの汚染	①ひなを導入する前の鶏舎内からSEが分離されてはならない	①鶏舎のSE検査など(定期)	①分離された箇所を重点的に清掃・洗浄・消毒
育成期	②ひなからひなへの汚染	②ひながSEを保菌していない	②各鶏群のクロアカスワブ細菌検査(定期)	②群の廃棄
作業員	③作業員から鶏への汚染	③作業員がSEを保菌していない	③定期的な検便	③SEが分離された作業員は一定期間生産ラインより離れる
水および環境	④飲用水などからの汚染 ⑤ネズミからの汚染	④飲用水からSEが分離されてはならない ⑤ネズミからSEが分離されてはならない	④定期的な飲用水細菌検査 ⑤ネズミからの細菌検査	④ひなの検査を行いSEが分離された時は陽性鶏群の廃棄、および水質の改善 ⑤ネズミを採取した箇所の鶏群のクロアカスワブ細菌検査を行い、SEが分離された時は陽性鶏群の廃棄、およびネズミの駆除
飼料	⑥飼料から鶏への汚染	⑥飼料からSEが分離されてはならない	⑥飼料の定期細菌検査	⑥各鶏群のクロアカスワブ細菌検査を行い、SEが分離された時は陽性鶏群の廃棄

する殻付き卵ですら輸入品に席捲されかねないことは、今日の牛肉

の業界をみてても明らかです。さて、こうした好条件下でサル

モネラ問題は等閑視していいよい
ものでしょうか?

現在PPQCにおいては、毎月

六〇〇～一、〇〇〇の飼料サンプ
ル、五〇〇～八〇〇の環境サンプ

ル（鶏舎の埃・鶏糞ドラッギングサン
プル）、六〇〇～一、〇〇〇にお

よぶタマゴのサンプル（原卵・製
品）が持ち込まれ、またはPPQ

表12 成鶏農場 サルモネラ・エンテリティディス (SE) 検査基準例

	汚染経路	管理基準	検査方法	SE が分離された時の措置
成鶏舎内	①環境から鶏への汚染	①鶏を導入する前の環境（鶏舎内）から SE が分離されなければならない	①鶏舎内細菌検査（定期） a アウト直後に細菌検査 b 消毒直後に細菌検査 ②各鶏群の定期的なクロアカスワップ細菌検査 ③定期的な検便	①-a 分離された箇所を重点的に清掃・洗浄・消毒 ①-b 再洗浄・再消毒、細菌再検査 ②卵を殻付卵として販売せず殺菌液卵とする ③ SE が分離された作業員は生産ラインより離れ、再検査、陰性となった時は 1ヵ月後より復帰 ④各鶏群のクロアカスワップ細菌検査を行い、SE が分離された時はその鶏群の卵を殻付卵として販売せず殺菌液卵とするまた水質の改善 ⑤ネズミの駆除
成鶏期間中作業員	②鶏から鶏への汚染 ③作業員から鶏への汚染	②鶏卵から SE が分離されなければならない ③作業員が SE を保菌していない		
水および環境	④飲用水からの汚染 ⑤ネズミからの汚染	④飲用水から SE が分離されなければならない ⑤ネズミから SE が分離されなければならない	④定期的な飲用水細菌検査 ⑤ネズミの細菌検査	
飼料	⑥飼料から鶏への汚染	⑥飼料から SE が分離されなければならない	⑥飼料またはその原料の細菌検査	⑥各鶏群のクロアカスワップ細菌検査を行い、SE が分離された時は陽性鶏群の卵を殻付卵として販売せず殺菌液卵とする

表13 GPセンター サルモネラ・エンテリティディス (SE) 検査基準例

	汚染経路	管理基準	検査方法	SE が分離された時の措置
洗卵	①洗卵水から卵への汚染 ②卵内への病原菌の侵入 ③汚水による卵殻表面の汚染	①洗卵水から SE が分離されなければならない ②洗卵水温度が卵温より 5°C 以上であること ③破卵を除去すること	①洗卵水の菌検査（定期） ②洗卵水の温度測定（毎日作業開始前・作業中に確認） ③肉眼で観察	①洗卵水を交換する（循環式）、頻度を増やす ②～⑦ただちに改善すること
乾燥	④乾燥不十分による病原菌の卵殻内侵入、カビの発生など	④乾燥状態を確認する事	④肉眼で観察	
検卵	⑤乾燥不十分による病原菌の卵殻内侵入、カビの発生など ⑥破卵、汚卵のバック卵への侵入	⑤乾燥状態を確認する事 ⑥破卵、汚卵を確実に選別し、排除すること	⑤肉眼で観察 ⑥肉眼で観察	
保管	⑦不適当な温度、時間による菌数の増加	⑦卵の保存温度は 25°C 以下であること	⑦卵の保管場所の温度測定	
割卵	⑧施設器具から液卵への汚染 ⑨汚卵、破卵から液卵への汚染 ⑩GP 製造液卵への汚染	⑧施設器具から SE が分離されなければならない ⑨汚卵、破卵から SE が分離されなければならない ⑩GP 製造液卵から SE が分離されなければならない	⑧施設器具の細菌検査 ⑨定期的な汚卵、破卵の細菌検査 ⑩定期的な GP 製造液卵の細菌検査	⑧施設器具の洗浄、殺菌の頻度を増やす ⑨液卵の殺菌処理 ⑩液卵の殺菌処理、原因菌のトレースバック調査
作業員	⑪作業員から卵への汚染	⑪作業員が SE を保菌していない	⑪定期的な検便	⑪SE が分離された作業員は生産ラインより離れ、陰性となった時は復帰

図1 鶏舎の埃（ハウスダスト）のサンプリング
(滅菌脱脂綿で鶏舎の床・壁をまんべんなく引きずる)



Cのスタッフ自身が現場に出かけ採取してきます。また、毎月二〇～三〇ロットの初生ヒナサンプルが届きます。こうしたサンプルを検査した結果を現在PPQCの専門スタッフがまとめ、公表の準備を進めています。

その結果、少なくともPPQCがカバーしている関東以北の領域で、サルモネラ汚染の原因として注目すべき項目は「飼料」の可能性が最も高く、ついで頻度程度はかなり低いといえますが「ヒナ」が可能性を有する、と推定さ

れます。

図3 原卵バーコンベアのサンプリング
(500本/回・ランダム)



糞と鶏舎の埃です。また、インラインシステムを取り入れている場合、集卵用のバーコンベアも必ず調べる場所としています（これらからサンプルを採取している写真を図1～3に示しました）。もちろん綿密にタマゴを調べることも実施しています。ペンシルバニア州では、「鶏糞・環境でサルモネラ陰性のときにはタマゴは調べない」としています。しかし、日本の神経質なマーケットや消費者を納得させるためには十分な量のタマゴをコンスタントに調査し続け、

陰性結果を積み上げることは極めて重要だと考えるからです。PP QCで十分な量としては、ロットごとに

- ①最大1,000個/月
- ②通常10kgの農場汚破卵/隔週または月
- ③最低80個の原卵/月

を調べています。これらの陰性成績はそのほかの環境・鶏糞の検査結果が陰性であること基礎として初めてものをいいます。

前述したように飼料は農場汚染

の重要なCCPです。著者などの調査します)。

さらに、GPにおいて重要なチエックポイントは洗浄水で、もしSE陽性鶏が農場内にいて、これが洗浄水を汚染した場合、清浄なタマゴの卵殻にSEを塗りつけることになります。こうしたオノエッジ污染は輸送の過程や在庫の期間中どんどん拡散され、パックあるいは箱全体にSEが分布する結果を招きます。

そこで、洗浄水は最低毎日一回(できれば数回)、昼夜前あるいは作業終了時に採取して当研究所へ持ち込まれるようにされていま

す。鶏以外のSE汚染源(たとえばトレー・コンテナなどの輸送資材)から洗浄水へと広がった数個のSEが適温とタマゴ由来の蛋白異常がないことが確認されて初めて廃棄されます(当研究所で調査の必要があると判断されたときにすべての餌のサンプルがSEをはじめ一般サルモネラ・プロテウス・緑膿菌などについての汚染を調査します)。

ささらに、GPにおいて重要なチエックポイントは洗浄水で、もしSE陽性鶏が農場内にいて、これが洗浄水を汚染した場合、清浄なタマゴの卵殻にSEを塗りつけることになります。こうしたオノエッジ污染は輸送の過程や在庫の期間中どんどん拡散され、パックあるいは箱全体にSEが分布する結果を招きます。

今月号は、ペンシルバニア州のHACCPマニュアルやわが国における先進的なHACCPシステムを紹介するために、多数の表を引用しました。このために頁を費やしすぎた嫌いがありますが、理屈的なHACCPシステムを再認識するのもあながち無意味ではないと考えます。著者らが実施しているモニタリングの実際と実態を次回に紹介することにしましよう。

